

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における最初の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和47年5月13日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格の再取得日に係る記録を昭和47年5月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年5月から48年10月までは13万4,000円、同年11月から49年9月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月31日から47年5月13日まで
② 昭和47年5月13日から49年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和39年4月に入社してから平成10年11月末に退職するまで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。同僚は、同社において申立期間に係る被保険者記録の訂正が認められているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和46年12月31日より後の47年5月13日付けで、遡って46年12月31日と記録されていることが確認できる上、申立人と同様の処理が全従業員である13人についても行われていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間①においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社が最初に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、平成23年10月20日付けで、当初の昭和46年12月31日から47年5月13日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における最初の資格喪失日を、雇用保険の加入記録により申立人の勤務が認められる申立期間①の最終日であり、また、訂正後の同社が適用事業所でなくなった日である昭和47年5月13日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前の上記被保険者名簿の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間においてもA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社が再度、厚生年金保険の適用事業所となった日について、平成23年10月20日付けで、当初の昭和49年10月1日から47年5月13日に訂正されていることから、同社は、申立期間②において適用事業所であったことが確認できる。

そして、事業主は、申立期間②においても社員の給与から厚生年金保険料を控除していたと供述していることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA社における被保険者資格の再取得日を昭和47年5月13日に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年10月のオンライン記録及び48年11月の法改正から、47年5月から48年10月までは13万4,000円、同年11月から49年9月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年5月から49年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成13年5月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月25日から同年5月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社B支社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には平成13年4月2日から22年7月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成13年4月25日にA社B支社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年5月1日に同社C支社において資格を取得していることから、申立期間は被保険者となっていないことが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間も含めて同社に継続して勤務（平成13年5月1日に同社B支社から同社C支社に異動）していたことが確認でき、また、オンライン記録により、同年4月についても厚生年金保険の被保険者期間であったことが確認できる。

したがって、申立人のA社B支社における資格喪失日を平成13年5月1日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 55 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社にキーパンチャーとして勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、同社の経営はB社に変わったものの、キーパンチャーとして継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、当初、昭和 55 年 8 月 31 日とされていたものの、平成 22 年 2 月 18 日付けで昭和 55 年 9 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

そして、A社の申立期間当時の上司及び複数の従業員は、「昭和 55 年 8 月 31 日においても、同社の業務内容に変化は無く、従業員は継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA社における資格喪失日を昭和 55 年 9 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に昭和55年8月31日に適用事業所でなくなった旨の届出を行っていたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成9年8月から10年8月までは32万円、同年9月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月1日から同年8月21日まで
② 平成9年8月21日から10年10月1日まで
③ 平成12年3月30日から同年4月8日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書を提出するので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成9年9月、同年11月、10年8月及び同年9月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、9年9月、同年11月及び10年8月は32万円、同年9月は34万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成9年8月、同年10月及び同年12月から10年7月までについては、申立人は給与明細書を保有していないが、上記給与明細書及び申立人に係る給与の銀行振込額から当該期間における報酬月額及び保険料控除額を試算したところ、最低限、標準報酬月額32万円に見合う報酬月額及び保険料控除額になることから、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて、当該期間当時の資料が無いことから不明としているが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、上記給与明細書及び申立人に係る給与の銀行振込額により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、平成9年6月分の給与明細書によると、申立人は、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、給与の銀行振込額について、平成9年7月及び同年8月とも同年6月分の給与明細書において確認できる差引支給額と同額であることから、申立人は、申立期間①において厚生年金保険料を控除されていないことが推認できる。

さらに、A社の申立期間①当時の事業主は、「申立期間①当時は、申立人に試用期間を設け、この間は厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料も控除していなかったと思う。」旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、平成12年4月分の給与明細書によると、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

しかし、申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成12年3月29日と記録されており、オンライン記録と符合していることが確認できる上、C公共職業安定所から提出された申立人に係る支給台帳全記録照会によると、申立人は、当該期間中である同年4月4日に求職の申込みをし、同日に雇用保険に係る基本手当の受給資格が決定し、同年4月10日の待機満了日を経て雇用保険を受給していることが確認できる。

また、A社が加入していたD厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録原簿によると、資格喪失日は平成12年3月30日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「申立人の勤務期間については、資料が無く不明である。」旨回答している上、複数の従業員に照会したが、申立人の勤務を確認することができない。

加えて、厚生年金保険法第 14 条によると、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成 12 年 3 月 30 日であり、また、同法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年3月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年3月1日まで
A社に昭和49年2月末まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同僚は、申立期間を被保険者期間として認められたと聞いているので、自分も認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和49年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月31日と記録されていることが確認できる上、従業員152人の資格喪失日についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、A社における資格喪失日について、当初、昭和49年1月1日とされていたものが、同年3月25日付けで、48年12月25日に遡及して訂正されている従業員が230人いることが確認できる。

しかしながら、申立人と同様に、資格喪失日が昭和48年12月31日とされている従業員のうち、雇用保険の記録における離職日が49年2月28日とされている者が5人以上確認できることから、A社は申立期間当時、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認めら

れないことから、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和49年3月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の上記被保険者名簿の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同僚の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年10月1日に同社B出張所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年8月1日まで
C社（現在は、D社）の関連会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてC社E営業所からA社に出向したが、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社から提出された申立人に係る退職連絡簿及び同僚の給料明細書から判断すると、申立人が、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和39年5月21日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年8月1日とされており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。しかし、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は同年5月21日に法人事業所として設立されていることが確認できる上、申立人及び複数の従業員は、同社が開設された当時30人くらいの従業員がいたと供述しているところ、同社が適用事業所となった当時31人の被保険者が資格取得していることが確認できることから、同社は申立期間当時、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社は、申立期間において

適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からC社への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年8月の随時改定に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月31日及び同年12月29日はそれぞれ25万円、19年7月31日及び同年12月31日はそれぞれ28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月31日
② 平成18年12月29日
③ 平成19年7月31日
④ 平成19年12月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与の支払があったことは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「2006年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「2007年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成18年7月31日及び同年12月29日はそれぞれ25万円、19年7月31日及び同年12月31日はそれぞれ28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年4月1日から4年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月1日から6年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年10月から6年4月までは44万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から6年10月1日まで
A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、当初、平成3年4月から4年3月までは32万円と記録されていたところ、同年4月24日付けで、3年10月の定時決定の記録が取り消され、同年4月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる上、事業主、2人の役員及び3人の一般従業員の標準報酬月額についても、申立人と同様に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時に社会保険事務を担当していた取締役は、「A社は厚生年金保険料を滞納していたので社会保険事務所に相談したところ、事業主及び取締役の標準報酬月額を遡って減額訂正することを助言され、そのとおりに書類に押印した記憶がある。しかし、一般従業員の標準報酬月額まで遡って減額訂正することは聞いておらず、今回

の申立てで初めて知った。」旨回答している。

さらに、A社の複数の従業員は、「申立人は制作部の部長であり、社会保険の手続に関与していなかった。」旨回答していることから、申立人は、上記減額訂正に関与していなかったと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所が行った申立人に係る上記減額訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成3年4月から4年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所へ当初届け出た32万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち、平成4年10月から6年9月までについて、申立人から提出された一部期間の給与明細書並びに5年度及び6年度の特別徴収税通知書並びに同年分給与所得の源泉徴収票において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び特別徴収税通知書において確認できる社会保険料等控除額から判断して、平成4年10月から6年4月までは44万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は44万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月22日
② 平成18年3月14日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賞与計算台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与計算台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 122 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 5 日

申立期間の賞与について、A社は、誤って届出を行っていなかったとして、平成 24 年 2 月に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、122 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

A社及びその関連会社であるC社（現在は、A社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和43年4月1日に入社してから平成18年に退職するまで、異動や転勤はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る従業員名簿及び同社人事部担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（同社B支店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記従業員名簿によると、昭和43年10月20日にC社に異動したことが記録されているものの、オンライン記録によると、申立期間後の同社及びA社における異動履歴について、当該従業員名簿に記録されている日付の同月又は翌月の1日となっていることから判断すると、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年10月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は、病気療養中であったが、給与はもらっていたので、同社に籍はあったはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では、昭和 19 年に同社が所有するC丸に約2か月間乗船した後、同年8月16日に、病気療養のため同船を降り、その後は、申立期間を含めて21年末まで病気療養した。申立期間は、同社には行かなかったものの、同社から給与が支払われていたことから、厚生年金保険には加入していたと思う。勤務期間が短い上、一緒に入社した同僚は既に死亡していることから、他の従業員については、名前は分からない。」と申し立てている。

しかしながら、A社の後継会社であるB社は、「申立期間当時のA社における申立人に係る人事記録や社会保険関係書類が無いことから、申立人が、申立期間において当社に勤務又は在籍していたか否か、また、厚生年金保険料の控除については、分からない。」と回答している上、申立人は、同社の従業員等の名前を記憶していないことから、申立期間当時の同社の従業員に照会することもできないため、申立人が、申立期間において、同社に勤務又は在籍していたか否かを確認することができない。

また、申立人による申立期間もA社から給与が支払われていたという主張については、これを確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年から 52 年まで
② 平成 9 年 6 月から 16 年 3 月まで
③ 平成 16 年 10 月から 21 年 10 月まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にそれぞれの事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社に嘱託として勤務していたと申し立てしているところ、同社は、「当社が保有している昭和 46 年冬の金一封支給表の嘱託職員の欄に、申立人の氏名が確認できるため、期間は分からないが、46 年末頃に当社に嘱託として勤務していた。」と回答していることから、申立人が、期間は不明であるものの、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「申立人の場合、当社が作成・保有している厚生年金保険加入者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が見当たらない上、金一封支給表から、嘱託として勤務していたことが確認できることから、一種の請負契約であり、勤務時間の管理はしていなかった。また、報酬も給与ではなく、いわゆる委託料のような扱いであり、このため、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」としている。

さらに、申立人は、申立期間①の昭和 46 年から 52 年までの期間において、国民年金に加入し、その大半を占める 46 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 47 年 4 月から 52 年 12 月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間①において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②について、B社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人が保有している平成11年分の給与所得の源泉徴収票、15年7月分及び同年10月分の給与明細書並びに同社からの申立人に係る当該期間の勤務についての説明から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該源泉徴収票及び給与明細書では、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②の始期である平成9年6月よりも約15年も前の昭和57年8月に、国民健康保険の被保険者資格を取得しており、同月以降、申立期間②の全期間を含めて、現在まで継続して国民健康保険被保険者であることが確認できる。

さらに、B社は、厚生年金保険の加入者は、必ずD厚生年金基金にも同時に加入しているとしているところ、同厚生年金基金は、「申立人に係る加入記録が無く、未加入である。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立人は、申立期間③について、C社に勤務していたと申し立てしているところ、同社が保有している当該期間の申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び同社からの申立人に係る当該期間の勤務についての説明から判断すると、申立人が当該期間において、同社にE職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が保有しているC社の申立期間③に係る給与明細書及び同社が保有している上記賃金台帳では、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②と同様に、申立期間③においても、国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 21 日から 41 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 3 月頃から 52 年 4 月頃まで
③ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、B社のレストラン部に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「現在確認できる人事記録に申立人の記録が残っていないため、申立人の勤務期間及び保険料控除については不明である。」旨回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人は、A社に勤務していたときの上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、同社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間において被保険者記録のある従業員 25 人に照会したが、申立人の退職時期を記憶している者がいないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和 40 年 4 月 1 日、離職日が同年 10 月 20 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

申立期間②について、B社は、「当時の事業主は既に死亡し、移転のため、当時の書類は保管しておらず、また、当社のレストラン部を知る者がいないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。」旨回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

また、申立人は、B社に勤務していたときの上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、同社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間において被保険者記録のある従業員 13 人に照会したところ、回答があった9人は申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立期間②における健康保険証の番号に欠番は無く、申立人に係る被保険者記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③について、C社の当該期間当時の事業主は、「古い資料は保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出、控除及び納付等は不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、C社に勤務していたときの上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、同社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間において被保険者記録のある従業員 29 人に照会したところ、申立人を知っていると回答した従業員は4人いたが、いずれも申立人の退職時期を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人のC社における雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和 61 年 3 月 1 日、離職日が 62 年 9 月 30 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から52年3月まで
② 昭和53年1月から57年6月まで
③ 昭和57年6月から61年9月まで
④ 昭和61年9月から平成3年6月1日まで

A社（現在は、B社）で勤務した申立期間①、C社で勤務した申立期間②、D社で勤務した申立期間③及びE社で勤務した期間のうちの申立期間④における厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務したことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の事業主の提出書類及び申立人を同社に入社させたとする元上司の回答により、勤務期間や雇用形態は確認できないが、申立人がA社の仕事に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、当時の資料が無いとしているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができず、同社の事業主は、「当時、申立人及び上記元上司の歩合制のグループを入社させて営業活動したことがあったが、申立人は社会保険には加入させていなかったかもしれない。」旨回答している上、上記元上司も同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①当時に被保険者記録を有する従業員で、連絡先の判明した7人に照会を行い3人から回答を得たが、申立人について一人が記憶していると答えているものの、勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険の加入等については不明である旨回答している上、いずれの者も給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有しておらず、同社における厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料の控除について確認できない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿のうち、申立期間①において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号に不自然な欠番は無い。

申立期間②について、申立人から提出のあった社員旅行時の写真には、C社の社名及び昭和 55 年 5 月 7 日の日付が記録されており、期間は特定できないものの、申立人が勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は昭和 62 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社は平成 13 年 11 月 * 日に廃業しているところ、同社で最後の元事業主は、「廃業しているため資料が無く、申立人の勤務について不明である。当時、営業の人たちの報酬は歩合制だったので、社会保険は加入しなかった。」旨回答している上、同社の社会保険手続を任されていた会計事務所は、「当時の資料は廃棄しており、担当者も退職しているため厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除について確認できない。」旨回答している。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している 18 人のうち、連絡先の判明した 11 人に照会したところ、回答のあった 5 人の中に申立期間②に在籍した者はいないため、当該期間における厚生年金保険の取扱いを確認できない。

加えて、申立人は、自身が提出した上記写真に写っている者として事業主と事業主の妻及び従業員一人の名前を挙げたものの、事業主は既に死亡しており、事業主の妻は連絡先が不明で、上記従業員は名字のみの記憶であり、ほかの従業員については、氏名を覚えていないため、照会することができない。

申立期間③について、D社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人が昭和 57 年 7 月 26 日に取締役就任し、59 年 3 月 12 日には代表取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、D社が厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人は、D社における申立期間③当時は、代表取締役であるところ、厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除について記憶していない上、申立人が同社の代表取締役であった期間の前後の代表取締役は、連絡先が不明なため、照会することができない。

さらに、申立人から提出されたD社名義のF銀行（現在は、G銀行）の普通預金通帳は、昭和 60 年 12 月 6 日から平成 5 年 2 月 23 日までの取引状況の記載があり、申立期間③の一部を含むが、厚生年金保険料の振替記録が確認できないところ、G銀行は昭和 62 年 1 月以前の預金口座取引記録は確認できない旨回答している上、申立人から提出された昭和 59 年分所得税の更正通知書に記載された社会保険料額は、給与所得から試算される標準報酬月額から算出した保険料より低額であることが確認できる。

加えて、D社の取締役は、「申立期間③に当社は厚生年金保険に加入しておらず、そのことは申立人が一番よく知っているはずである。」旨回答している。

申立期間④について、オンライン記録によると、E社は平成3年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、E社の事業主は、「申立人は当社で社員、取締役として勤務していたものの、当社が厚生年金保険に加入したのは平成3年6月1日であり、申立期間④には厚生年金保険料を給与から控除していない。」旨回答している。

さらに、E社が厚生年金保険の適用事業所となった平成3年6月1日に5人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、そのうち3人に対して、同年6月より前に勤務した期間の厚生年金保険料の控除について照会したが、資料を得ることはできなかった上、申立人を知っているとする同僚は、「E社は申立期間④に厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答している。

加えて、申立人は、昭和62年5月1日から平成2年8月9日まで及び2年8月30日から3年6月2日まで、国民健康保険に加入していることが確認できるところ、申立人から提出された平成元年度（昭和63年分所得金額）及び平成3年度（2年分所得金額）の住民税決定証明書に記載された社会保険料控除額は、給与所得額から試算される社会保険料額より低額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月31日から同年3月26日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、継続してA社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録により、申立人が同社及び同社の関連会社であるC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不明であり、賃金台帳及び源泉徴収簿を保管していない。」旨回答している上、A社の当時の総務担当のうち一人は死亡、別の一人は当時のことを記憶していない旨回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について確認することができない。

一方、B社は、厚生年金保険料の控除方法について、翌月控除と回答しているところ、A社及びC社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様にA社で昭和45年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社が厚生年金保険の適用事業所となった同年3月26日付けで同社において被保険者資格を取得している従業員から提出された同年3月分の給料支払明細書によると、同年2月の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 2 日から 56 年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月 20 日から 59 年 4 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社又は同社の関連会社であるC社に勤務していた同僚及び複数の従業員は、「申立人は当該期間に勤務していた。」旨回答していることから、申立人は当該期間当時、A社又はC社に勤務していたと推認できる。

しかし、当該期間当時、C社に勤務していた事務責任者は、「正社員になるまで個人差があり、3か月から1年の期間があった。申立人は正社員にならなかったと思う。正社員以外の従業員は厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答しているとともに、当該期間当時、同社に勤務していた従業員は、「正社員になるまで3か月から1年の期間があった。」旨回答している。

また、申立人のA社及びC社に係る雇用保険の加入記録が確認できないところ、A社又はC社において、当該期間に厚生年金保険の加入記録のある従業員各 10 人は、厚生年金保険と雇用保険の加入期間がおおむね一致していることから、両社においては、厚生年金保険と雇用保険はセット加入であったと考えられる。

さらに、A社は、「当該期間に係る厚生年金保険料の控除は不明であり、賃金台帳及び源泉徴収簿は保管していない。」と回答しているため、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社及びC社の事業所別被保険者名簿には申立人の氏名が見当たらない上、当該名簿において当該期間に整理番号の欠番は無い。

申立期間②について、B社に勤務していた事務担当は、「申立人は当該期間に勤務していた。」旨回答していることから、申立人は当該期間当時、同社に勤務していたと推認できる。

しかし、B社の事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 60 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社は当該期間に厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記事務担当は、「厚生年金保険の適用事業所となっていない昭和 60 年 1 月以前の期間について、自分の給与から保険料を控除されていなかったと思う。」旨回答している。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同社の元事業主に照会したものの宛所不在のため、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人が記憶している同僚 4 人は該当者を特定できないため、当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。